

第98回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

令和2年9月17日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	建 設 課 長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上 月 支 所 長	高 見 浩 樹	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三日月支所長	服 部 吉 純	会 計 課 長	尾 崎 基 彦
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 95 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 2. 議案第 96 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 3. 議案第 97 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 4. 議案第 98 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 5. 議案第 99 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 100 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 7. 議案第 101 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 8. 議案第 102 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 9. 議案第 103 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 104 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 105 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12. 議案第 106 号 工事請負契約の締結について（史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事）
日程第 13. 議案第 107 号 工事請負契約の変更について（町道久木原線道路防災工事）
日程第 14. 議案第 108 号 工事請負契約の締結について（公立小中学校特別教室空調設備整備工事）
日程第 15. 同意第 5 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 16. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 17. 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 18. 同意第 8 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 19. 同意第 9 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

本日も慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 11 までの提案に対する当局の説明は、9 月 2 日に終了していますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 95 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について

議長（石堂 基君） まず、日程第１、議案第 95 号、令和２年度佐用町一般会計補正予算案（第５号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 举手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 11 ページの 33 目の 14 節、工事請負費 2,796 万 6,000 円、この分について、どこの工事をやったのでしょうか。

それと、その下の備品購入費の 3,021 万 5,000 円が少なくなった、それは、どのような要因なんですか。お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君）　まず、工事請負費でございますけども、これ 2,796 万 6,000 円のうち、私も健康福祉課の関係といたしましては 96 万円でございます。

その内容といたしましては、さよさよサービス車両、それから、江川ふれあい号、全6台あるんですけども、この車両に空気清浄機を設置するというものでございます。

外出支援サービスの車両につきましては、同時時間帯に乗車されて、特に高齢者の方が多いので、そういった方々が密閉した車両に長時間乗車されているということもございますので、そういった形で感染予防対策といたしまして、6車に空気清浄機を設置するというものでございます。これが96万円でございます。

次の備品購入費、マイナス 3,021 万 5,000 円、これは、次の負担金補助及び交付金の上の段、医療関係感染症対策事業補助金 3,761 万 2,000 円ありますが、実は、この備品購入費 3,761 万 2,000 円、これは 7 月 20 日に議決をいただきました補正予算（第 4 号）で、その負担金補助にありますように、町内の医療機関の感染症対策事業といたしましてエアータレントですとか、ポータブル X 線、これを備品購入で予算計上させていただいております。

当初、町が、そういった医療備品を購入して、佐用郡医師会さんのほうに無償貸与という形で考えておったんですけども、町が貸与となりますと、備品は町の備品という形になりますので、貸与後の備品管理が難しくなってくるということがありましたり、また、メンテナンス料とか、そういう形も発生することなどから、補正予算後に再検討を行いまして、佐用郡医師会が購入した備品に対して町が補助するという形に変更いたしましたので、この予算の中で、組み替えをさせていただいたということでございます。以上です。

〔町長 举手〕

議長（石堂 基君） 庵浴町長。

町長（庵谷典章君） これは一般会計の提案説明でも説明させていただいているとおりで

す。

この款の項目予算は、このたびのコロナ対策における国の臨時交付金、これを活用して、それぞれの、そうしたコロナ対策に必要な、今、学校の備品とか、そうした医療関係や、また、福祉関係、そういうところの工事全体を上げて 2,700 万円。それで、今、健康福祉課長が申しましたように、医療関係の備品も、そうした町の購入から負担金のほうに補助金という形で負担をさせてもらって、そろえていくということで、十分に、この前の、私が説明をさせていただいたところ、ちょっと、そのへんをご理解を改めてしていただきたいと思います。

それぞれ、各担当課、分かれておりますけども、1つ1つがまた、説明も私もさせていただいたと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 工事請負費のお尋ねの件でございますが、補正予算書と資料としてタイトルが令和2年度新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業（第2次交付分9月補正単独事業）ということで、資料でお示しておると思います。

この工事請負費の内訳ですが、合計 2,796 万 6,000 円でございます。

これは3つございまして、1つは、先ほど、健康福祉課長が説明しましたナンバー4の外出支援サービス云々、この事業が 96 万円でございます。

それから、もう1つがナンバー2のコミュニティバス運行業務感染防止対策事業、これが 50 万 6,000 円。

それから、もう1点が、これが一番大きいんですが、ナンバー5、社会教育・社会体育施設トイレ感染防止対策整備事業でございます。これが 2,650 万円ということで、これにつきましては、6か所のトイレの改修を予定しておるわけでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第95号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 96 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 97 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、議案第 97 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 97 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第 98 号 令和２年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 98 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回、補正で介護給付費準備基金繰入金を計上して、償還金として大きな予算の内容は償還されています。こういう制度上の仕組みではありますが、改めて、この会計の内容について補足説明と言うたらあれですけど、お願いできますでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほど、議員がご指摘のように、今回、準備基金のほうを取り崩しまして、償還金 3,215 万 9,000 円を還付するものでございます。これにつきましては、令和元年度中に介護給付費及び地域支援事業費が国の補助、それから、県の補助、それから、支払基金、そちらのほうに概算でということで予算要求をいたしましていただいております。

それと、あと実績、その実績の差額分が発生したということで還付するものでございますけれども、その内容でございますけれども、まず、保険給付費として 2,951 万 9,811 円。それから、地域支援事業費として 263 万 9,020 円。この中には、先ほど言いましたように、それぞれ国、県、支払基金に返還をする金額がございます。その合計額が今回還付ということで、令和元年度の特別会計の歳入歳出の差額と、それから、この準備基金の取り崩した金額合計で 3,215 万 9,000 円を返還しようとするものでございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 98 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されま

した。

日程第 5．議案第 99 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、議案第 99 号、令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 99 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 99 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 100 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、議案第 100 号、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 100 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 100 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 101 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、議案第 101 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 101 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 101 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 101 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 102 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、議案第 102 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 102 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 102 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 102 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 103 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 9、議案第 103 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 103 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 103 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 104 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 10、議案第 104 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 104 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 104 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 104 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 105 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 11、議案第 105 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 ページ、2 番、投資活動によるキャッシュ・フローのこの部分の前にも説明あったかも分かりませんが、具体的にもう少し述べていただきたいと思います。

議長（石堂 基君） キャッシュ・フローのどの部分ですか。

8 番（岡本義次君） 3 億 5,884 万 4,000 円が少なくなっている要因等含めて説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 2 番の投資活動によるキャッシュ・フローというのは、設備投資にかかるキャッシュ・フローでございます。

有形固定資産の取得による支出ということで、これは設備の投資にかかる費用でございます。そして、それだけ 3 億 5,884 万 4,000 円支払ったというようなことでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 有形投資費用を支払ったということでございますけれど、それでなおかつ、それだけ少なく済んだというようなことの中身的にはどんなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） このキャッシュ・フローというのは、現金をこれだけ支払ったということで、工事等行って固定資産のほうを購入したというようなことでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 何か、もうひとつ、私ら頭悪いのかな、ピンとこんところがあるんですけど、そういう感じかないこと。

それと、次の 7 ページにあります修繕料、低区加圧ポンプ発電機修繕と、その下、天文台ポンプユニット修繕、この分については、これ 2 つの分についての補正なんでしょうか。そこらへんの中身的にはどうなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） おっしゃるとおり、この 2 つの落雷によって修繕が必要になりました。これの工事費、修繕費というふうになっております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 105 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 105 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 105 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 106 号 工事請負契約の締結について（史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 12 に入ります。日程第 12 から日程第 19 については、本日追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、

ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 12、議案第 106 号、工事請負契約の締結について、史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事を、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 106 号、（国指定）史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事は、利神城跡の重要な構造物である石垣の崩落を防止するための応急的な工事でございます。

施工場所は、山城地区及び麓の御殿屋敷地区で、内容は石垣及びのり面の崩落を防ぐため、石垣ネット、植生土のう、植生マット及び鹿柵、モノレール設置等となっております。

工期は、令和 4 年度までの 3 カ年で、安全対策を図ることで、限定的ではありますが、一般公開も実施していく予定といたしております。

このたびの入札に当たっては、8 社による指名競争入札を実施した結果、落札額、消費税込みで 7,525 万 4,300 円。契約の相手方は、兵庫県佐用郡佐用町櫛田 2073 番地 1、株式会社上野組代表取締役、上野雄大（うえの かつひろ）氏に決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 8 社が申し込みされて、その落札率については、何％でしたか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迩町長。

町長（庵迩典章君） 落札率は 89.2％となっております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 106 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 106 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 106 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 107 号 工事請負契約の変更について（町道久木原線道路防災工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 13、議案第 107 号、工事請負契約の変更について、町道久木原線道路防災工事を、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 107 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

昨年 9 月の第 90 回定例会において、ご承認をいただきました、町道久木原線道路防災工事にかかる契約額を増額変更しようとするものでございます。

この工事の内容は、293 メートルの落石防護フェンスを設置し、通行車両等への落石被害を防止するための工事でございます。

主な変更内容は、当初設計の段階では、防護フェンス設置に伴う植林された樹木の伐採工においては、電線が伐採の支障となるため、具体的な工法については、請負業者決定後に協議し、変更することとしたことから、高所作業車による伐採及びクレーン車による搬出を実施したため、増額変更をすることとなったものでございます。

これらの追加により、消費税込みの請負契約金額 2 億 1,835 万円を 2,276 万 1,200 円増額し、2 億 4,111 万 1,200 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 前からも、こう言われて、方向、どう言うんですか、樹木の伐採とかクレーン車による持ち出しとかなんですけれど、これは今回の工事で大体、もう片がついて終わるんか、まだ、引き続き出てくるような、そこらへん、どんなんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

この工事につきましては、今回が、最後となっております、平成 30 年度が第 1 期工事、今回が第 2 期工事ということで、完了しましたら、ひとまずこれで完了ということになっております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 107 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 107 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 108 号 工事請負契約の締結について（公立小中学校特別教室空調設備整備工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 14、議案第 108 号、工事請負契約の締結について、公立小中学校特別教室空調設備整備工事を、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 108 号、公立小中学校特別教室空調設備整備工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を

申し上げます。

本工事は、小中学校において、理科室や家庭科室などの特別教室に空調設備を設置し、新型コロナウイルス対策の1つとして密集を避けた分散授業にも使えるように整備するものでございます。

施工箇所は、理科室、図工室、家庭科室、技術室等で、小学校が17室、中学校が13室に設置をいたします。

このたびの工事請負における入札に当たっては、5社による指名競争入札を実施いたしました。

その結果、落札額は、消費税込みで7,477万8,000円。契約の相手方は、兵庫県姫路市香寺町田野825番地1、テラマエ設備工業株式会社代表取締役、浅田修一（あさだ しゅういち）氏に決定をいたしました。

つきましては、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 落札率は幾らですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） 90.3%となっております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第108号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第108号は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 15. 同意第 5 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 15、同意第 5 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 5 号、佐用町公平委員会委員の選任同意につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成 20 年 12 月 2 日から、佐用町公平委員会委員としてご尽力賜っております山根勝博（やまね かつひろ）さんでございますが、本年 12 月 1 日の任期満了をもって、勇退をされることとなりました。

後任の公平委員会委員に前澤敏美（まえざわ としみ）さんを選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 2 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 5 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 5 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 5 号は、同意することに決定しました。

日程第 16. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 17. 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 18. 同意第 8 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 19. 同意第 9 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

ついて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 16 に入ります。

日程第 16 から日程第 19 までについては一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 16、同意第 6 号から日程第 19、同意第 9 号までの佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての 4 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今一括上程をいただきました同意第 6 号から第 9 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、ご説明を申し上げます。

現在の任期が本年の 12 月 1 日をもって満了となるため、同意第 6 号については、引き続き、佐用町上月 631 番地、谷本正英（たにもと まさひで）さんを。

同意第 7 号については、引き続き、佐用町安川 1097 番地、三角雅昭（みすみ まさあき）さんを、同意第 8 号については、新たに、佐用町庵 250 番地、横山芳己（よこやま よしみ）さんを、同意第 9 号については、新たに、佐用町弦谷 163 番地、谷口茂博（たにぐち しげひろ）さんを固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 2 年 12 月 2 日から令和 5 年 12 月 1 日までの 3 年間でございます。

ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題としております同意第 6 号から同意第 9 号については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 6 号から順次、採決を行いますのでよろしくお願いします。

まず、同意第 6 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 6 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 6 号は、同意することに決定しました。

次に、同意第 7 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 7 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 7 号は、同意することに決定しました。

次に、同意第 8 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 8 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 8 号は、同意することに決定しました。

次に、同意第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 9 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 9 号は、同意することに決定しました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 18 日から 9 月 24 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、9 月 25 日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 12 分 散会